

臼杵市観光関連事業者 感染予防対策推進事業補助金

新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、交流人口の拡大による地域経済の回復及び活性化を図るため、観光関連事業者が実施する感染予防対策に係る経費の一部を助成します。

補助対象者

市内に事業所を有する観光関連事業者

＜観光関連事業者とは＞

飲食店事業者、宿泊事業者、道路旅客運送事業者(バス・タクシー)など

※その他、観光客に対して直接商品の販売やサービスを提供している事業者も対象になります。補助対象者かどうか不明な場合はお問い合わせください。

補助対象経費

令和2年3月1日以降に導入した、感染予防対策に係る経費

＜例＞非接触型検温器、自動水洗、自動ソープディスペンサー、次亜塩素酸水生成器、換気扇、扇風機、サーキュレーター、空気清浄機、パーテーション、ビニールカーテン、網戸、自動ドア、社会的距離確保のための床表示などの購入・設置費用

※補助対象経費については、原則として市内事業者に発注すること

※マスク、消毒液、衛生用手袋、ハンドソープ等の消耗品は対象外

補助率

補助対象経費の2分の1
(100円未満は切捨て)

上限

- ① 道路旅客運送事業者(バス・タクシー)
1事業者につき10万円
- ② ①以外の事業者
1事業所につき5万円

必要書類

以下の書類を揃え、**郵送にて**提出してください。
(申請書は臼杵市ホームページからダウンロードしてください。)

- 臼杵市観光関連事業者感染予防対策推進事業補助金申請書兼請求書(様式第1号)
- 事業内容が確認できる書類(営業許可書のコピー等)
- 補助対象経費の明細が確認できる書類(見積書又は請求書のコピー等)
- 補助対象経費の支払いが確認できる書類(領収書のコピー等)
- 補助対象事業を実施したことが確認できる写真

申請は郵送で

【申請期間】令和2年12月28日(月)まで

申請書提出 ・問合せ先

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則郵送でお願いします。
お問い合わせは電話でお願いします。(平日8:30~17:15)
詳細は臼杵市ホームページでご確認ください。

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1
臼杵市役所 産業促進課
TEL:0972-63-1111(内線2261・2262)

